

資 料 編

[関係機関等]

○関係機関連絡先一覧

1 市

名 称	所 在 地
鳴門市	鳴門市撫養町南浜字東浜170

2 県

名 称	所 在 地
県危機管理部 危機管理政策課	徳島市万代町 1-1
県東部県土整備局＜徳島 庁舎＞（鳴門総合サービ スセンター）	鳴門市撫養町立岩字七枚128
県東部保健福祉局徳島保 健所	徳島市新蔵町3-80

3 警察

名 称	所 在 地
鳴門警察署	鳴門市大津町吉永755-7

4 近隣市町

名 称	所 在 地
板野町	徳島県板野町吹田字町南22-2
藍住町	徳島県藍住町奥野字矢上前52-1
北島町	徳島県北島町中村字上地23-1
松茂町	徳島県松茂町広島字東裏30
徳島市	徳島市幸町 2-5
東かがわ市	香川県東かがわ市湊1847-1
南あわじ市	兵庫県南あわじ市市善光寺22-1

5 指定地方行政機関

名 称	所 在 地
中国四国農政局 徳島支局	徳島市中昭和町 2-32
四国地方整備局 徳島河川国道事務所	徳島市上吉野町 3-35
徳島地方気象台	徳島市大和町 2-3-36
徳島海上保安部	小松島市小松島町字外開 1-11

6 指定公共機関

名 称	所 在 地
日本放送協会 徳島放送局	徳島市寺島本町東1-28
四国旅客鉄道株式会社 J R 鳴門駅	鳴門市撫養町小桑島字前浜256
西日本電信電話株式徳島支店	徳島市西大工町 2-5-1
株式会社N T T ドコモ四国支社徳島支店	徳島市北常三島町 1-6-1
四国電力株式会社 徳島支店	徳島市寺島本町東 2-29
日本郵便株式会社 鳴門郵便局 木津郵便局 斎田郵便局 黒崎郵便局 岡崎郵便局 里浦郵便局 恵美寿簡易郵便局 土佐泊郵便局 高島郵便局	鳴門市撫養町斎田大堤209 鳴門市撫養町木津字944の 4 鳴門市撫養町斎田字岩崎 2 の 2 鳴門市撫養町黒崎字松島15の 7 鳴門市撫養町井財天字ハマ 8 の19 鳴門市里浦町里浦字花面313-15 鳴門市里浦町里浦恵美寿31 鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂58-27 鳴門市鳴門町高島字山路167

堂浦郵便局	鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り 壱66-2
大代郵便局	鳴門市大津町大代1255の5
矢倉簡易郵便局	鳴門市大津町矢倉字六の越67-3
北灘郵便局	鳴門市北灘町大浦東浦51の2
櫛木簡易郵便局	鳴門市北灘町櫛木字小森40
折野簡易郵便局	鳴門市北灘町折野字屋敷242
堀江郵便局	鳴門市大麻町池谷字大石11
板東郵便局	鳴門市大麻町板東采女8
西日本高速道路株式会社 徳島工事事務所	徳島市住吉5-1-30
本州四国連絡高速道路株式 会社 鳴門管理セン ター	鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18
日本赤十字社 徳島県支 部	徳島市庄町3-12-1

7 指定地方公共機関

名 称	所 在 地
四国放送株式会社	徳島市中徳島町2-5-2
株式会社エフエム徳島	徳島市幸町1-6
四国ガス株式会社 徳島 支店	徳島市北出来島1-26-2
一般社団法人 徳島県エ ルピーガス協会	徳島市川内町平石住吉209-5
一般社団法人 徳島県医 師会	徳島市幸町3-61

8 自衛隊

名 称	所 在 地
陸上自衛隊第14旅団第15 即応機動連隊	香川県善通寺市南町2-1-1

海上自衛隊徳島教育航空群	松茂町住吉字住吉開拓38
海上自衛隊第24航空隊	小松島市和田島町字州端4-3
自衛隊徳島地方協力本部	徳島市万代町3-5

9 消防

名 称	所 在 地
鳴門市消防本部	
消防署	鳴門市撫養町南浜字東浜170
大麻分署	鳴門市大麻町板東字宝蔵65

10 公共的団体

名 称	所 在 地
一般社団法人鳴門市医師会	鳴門市撫養町南浜字東浜435
鳴門市社会福祉協議会	鳴門市撫養町南浜字東浜24-2
鳴門商工会議所	鳴門市撫養町南浜字東浜165-10
大麻町商工会	鳴門市大麻町大谷字西台3
大津松茂農業協同組合	鳴門市大津町備前島字横丁の越297-1
里浦農業協同組合	鳴門市里浦町里浦字花面233-1
徳島北農業協同組合	鳴門市大麻町大谷字八反田10-1
北灘漁業協同組合	鳴門市北灘町宿毛谷字相ヶ谷1-1
北泊漁業協同組合	鳴門市瀬戸町北泊字北泊209-6
堂浦漁業協同組合	鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り式-282-4
室撫佐漁業協同組合	鳴門市瀬戸町室字本村64-1
鳴門町漁業協同組合	鳴門市鳴門町土佐泊浦字福地70-3
新鳴門漁業協同組合	鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊181-2
里浦漁業協同組合	鳴門市里浦町里浦字恵美寿563-2
大津漁業協同組合	鳴門市大津矢倉字浜手1の3

○市内自主防災組織一覧

○各地区自主防災会一覧表

名 称	結 成 年 月	名 称	結 成 年 月
桧 自 主 防 災 会	平成 13 年 4 月	木 津 野 自 主 防 災 会	平成 24 年 2 月
鳴門西地区自主防災会	平成 15 年 6 月	徳 長 自 主 防 災 会	平成 24 年 3 月
里浦北地区自主防災会	平成 15 年 9 月	段 関 地 区 自 主 防 災 会	平成 24 年 3 月
里浦仲地区自主防災会	平成 15 年 9 月	島 田 地 区 自 主 防 災 会	平成 24 年 3 月
里浦南地区自主防災会	平成 15 年 9 月	大 代 自 主 防 災 会	平成 24 年 4 月
黒 崎 地 区 自 主 防 災 会	平成 17 年 5 月	備 前 島 自 主 防 災 会	平成 24 年 6 月
鳴門東地区自主防災会	平成 17 年 10 月	小 森 自 主 防 災 会	平成 24 年 8 月
中央地区自主防災会	平成 18 年 5 月	姫 田 自 主 防 災 会	平成 24 年 8 月
木津神地区自主防災会	平成 18 年 6 月	大 谷 自 主 防 災 会	平成 24 年 8 月
桑島地区自主防災会	平成 18 年 7 月	池 谷 自 主 防 災 会	平成 24 年 8 月
斎田地区自主防災会	平成 19 年 5 月	高 畑 自 主 防 災 会	平成 24 年 8 月
川東地区自主防災会	平成 20 年 12 月	松 村 自 主 防 災 会	平成 24 年 8 月
長江地区自主防災会	平成 21 年 6 月	牛 屋 島 自 主 防 災 会	平成 24 年 8 月
吉 永 自 主 防 災 会	平成 22 年 4 月	東 馬 詰 自 主 防 災 会	平成 24 年 8 月
北灘地区自主防災会	平成 22 年 9 月	西 馬 詰 自 主 防 災 会	平成 24 年 8 月
明神地区自主防災会	平成 22 年 11 月	中 馬 詰 自 主 防 災 会	平成 24 年 8 月
矢 倉 自 主 防 災 会	平成 23 年 3 月	古 田 自 主 防 災 会	平成 24 年 8 月
板東東部自主防災会	平成 23 年 10 月	市 場 東 自 主 防 災 会	平成 24 年 8 月
板東中部自主防災会	平成 23 年 10 月	市 場 自 主 防 災 会	平成 24 年 8 月
板東北部自主防災会	平成 23 年 10 月	瀬戸北地区自主防災会	平成 24 年 9 月
板東南部自主防災会	平成 23 年 10 月	計 42 組織	
大 幸 自 主 防 災 会	平成 24 年 2 月		

○婦人防火クラブ

名 称	クラブ数	婦人防火クラブ員数
鳴門市婦人防火クラブ	11	1,284 人

○幼少年消防クラブ

名 称	クラブ数	クラブ員数
幼年消防クラブ	11	614 人
少年消防クラブ	3	213 人

[避難施設等関係]

○避難施設一覧

番号	避 難 施 設	住 所	収容可能人数	
			屋内	屋外
1	鳴門市市民会館	撫養町南浜字東浜 1 7 0	939	0
2	鳴門市第一中学校	撫養町南浜字浜田 3 7 - 1	697	6450
3	鳴門市斎田公民館	撫養町斎田字岩崎 1 4 5	71	0
4	鳴門市撫養小学校	撫養町斎田字岩崎 7 2	345	2500
5	鳴門市撫養幼稚園	撫養町斎田字岩崎 1 3 5 - 3	101	0
6	鳴門市黒崎小学校	撫養町黒崎字宮津 8 8 - 1	274	1600
7	鳴門市黒崎幼稚園	撫養町黒崎字清水 8 6 - 2	94	0
8	鳴門市剣道場	撫養町大桑島字湊岩浜 3 5 - 8	216	0
9	鳴門市桑島小学校	撫養町大桑島字与三佐谷 6	276	3200
10	鳴門勤労者体育センター	撫養町大桑島字湊岩浜 3 5 - 8	380	0
11	鳴門市立図書館	撫養町大桑島字蛭子山 4 9	219	0
12	鳴門市桑島老人憩いの家	撫養町大桑島字中之組 3 0	50	0
13	鳴門市第二中学校	撫養町立岩字内田 1 5 0	487	5600
14	鳴門市林崎小学校	撫養町立岩字内田 7 3 - 1	327	3000
15	鳴門市川東公民館	撫養町立岩字内田 6 3 - 2	84	0
16	鳴門市北浜老人憩いの家	撫養町北浜字宮の東 4 - 2	41	0
17	鳴門市里浦公民館	里浦町里浦字花面 5 3 5 - 2	92	0
18	鳴門市里浦小学校	里浦町里浦字西浜 4 0 1	335	4950
19	鳴門市鳴門西小学校	鳴門町高島字北 2 1 7	272	3300
20	鳴門市鳴門公民館	鳴門町高島字北 8 6	48	0
21	鳴門市鳴門中学校	鳴門町三ツ石字芙蓉山下 2 5 1	450	6500
22	鳴門市明神小学校	瀬戸町明神字越浦 7 0	259	1350
23	鳴門市瀬戸中学校	瀬戸町堂浦字地廻り壺 9 6 - 4	512	2750
24	鳴門市瀬戸公民館	瀬戸町堂浦字地廻り壺 8 6 - 4	74	0
25	鳴門市瀬戸小学校	瀬戸町堂浦字地廻り参 2 2 0 - 1	246	3050

26	鳴門市北泊公民館	瀬戸町北泊字北泊 1 0 3 地先	23	0
27	鳴門市島田小学校	瀬戸町中島田字北田 3 6	182	1350
28	鳴門市大津中央公民館	大津町大代 6 7 9 - 2	21	0
29	鳴門市大津西小学校	大津町大代 1 2 1 0	335	2650
30	鳴門市第一小学校	大津町木津野字内田 1 1	353	4000
31	徳島県立鳴門渦潮高等学校 (大津キャンパス)	大津町吉永 5 9 5	524	17150
32	鳴門市北灘東小学校	北灘町栗田字西傍示 2 2 8 - 1	215	2000
33	旧鳴門市北灘中学校	北灘町大浦字東浦 7 5	208	1200
34	鳴門市北灘公民館	北灘町宿毛谷字クロハエ 6 6	58	0
35	鳴門市北灘西小学校	北灘町折野字屋敷 6 4 - 3	196	1350
36	鳴門市堀江北小学校	大麻町大谷字中筋 4 1	231	1400
37	鳴門市堀江公民館	大麻町大谷字道の上 2 4	125	0
38	鳴門市大麻中学校	大麻町池谷字長田 1 0 5	564	7300
39	鳴門市堀江南小学校	大麻町西馬詰字橋ノ本 7	193	5050
40	人権福祉センター	大麻町三俣字前野 1 8	139	
41	鳴門市青少年会館	大麻町三俣字前野 2 2 - 1	69	0
42	板東南ふれあいセンター	大麻町川崎 3 9 4	182	1200
43	川崎会館	大麻町川崎 4 6 6	73	0
44	鳴門市板東連絡所	大麻町板東字宝蔵 6 5	31	0
45	鳴門市板東小学校	大麻町板東字宝蔵 6 0	269	1600
46	鳴門市板東公民館	大麻町板東字宝蔵 1 0 3 - 1	119	0
47	徳島県立鳴門高等学校	撫養町斎田字岩崎135番地の1	1007	16805
48	徳島県立鳴門渦潮高等学校 (撫養キャンパス)	撫養町南浜字馬目木58	284	6368

※ 収容可能人員については、1人当たり2㎡とする。

[応援部隊等の集結場所]

○応援部隊の集結場所

- (1) ボートレース鳴門（大桑島）
- (2) 徳島県立鳴門渦潮高等学校（吉永）
- (3) 旧鳴門市衛生センター跡（木津）
- (4) 鳴門ウチノ海総合公園（高島）
- (5) 鳴門・大塚スポーツパーク（立岩）
- (6) 鳴門教育大学（高島）
- (7) その他、避難場所で避難者に支障のない場所

○ヘリポート降着地

- (1) うずしおふれあい公園（斎田）
- (2) 鳴門・大塚スポーツパーク・球技場（立岩）
- (3) 鳴門教育大学・陸上競技場（高島）

[危険物施設等関係]

○地区別危険物施設一覧

施設区分 地区別	製造所	貯 蔵 所							取 扱 所				計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	一般取扱所	
撫養町	1	8	15	1	20	1	20	3	13	1	0	12	95
里浦町	5	7	13	0	1	0	0	0	2	0	0	7	35
鳴門町	0	1	0	1	9	0	5	0	4	0	0	3	23
瀬戸町	0	1	7	0	4	1	21	0	5	0	0	5	44
大津町	0	5	0	1	0	0	2	0	9	0	0	2	19
北灘町	0	0	0	0	5	0	5	0	6	0	0	2	18
大麻町	0	2	6	0	3	0	4	1	7	0	0	3	26
計	6	24	41	3	42	2	57	4	46	1	0	34	260

○危険物所有施設重要事業所一覧

1 高圧ガス貯蔵等事業所

(ガス漏れ事故及びガス爆発事故に際し、住民等に影響を及ぼすと思われる事業所)

高圧ガス貯蔵所

	事業所名	所在地	電話番号	摘要
1	神例造船(株)本社工場	里浦町里浦字恵美寿 676	685-0177	アセレン
2	ナイトライト・セミコンダクター(株)	瀬戸町明神字板屋島 115-7	683-7750	H2, N2, NH3 他

3	(株) 中 岸 商 店	撫養町斎田字大堤 40-1	685-7833	O ₂ , H ₂ O 他
4	地方独立行政法人 徳島県鳴門病院	撫養町黒崎字小谷 32-1	683-0011	N ₂ , Ar, CO ₂ 他
5	日 亜 化 学 (株)	大麻町市場字川向 38	641-5252	N ₂

一般高圧ガス製造事業所

	事業所名	所在地	電話番号	製造ガス名
1	OAT アクリル(株)鳴門工場	里浦町里浦字花面 615	684-0210	C12 *N ₂
2	神例造船(株)本社工場	里浦町里浦字恵比寿 676	685-0177	*O ₂ *CO ₂
3	(株)大塚製薬工場 本 社 工 場	撫養町立岩字芥原 115	685-1151	*CO ₂ *N ₂

液化石油ガス製造事業所

	事業所名	所在地	電話番号	形態
1	(株) 中 岸 商 店	大津町矢倉字四の越 15-1	686-1666	充てん所 スタンド
2	大商硝子(株)鳴門工場	撫養町南浜字大工野 21-1	685-8588	工業用

2 放射性同位元素保有事業所

(放射性物質を貯蔵し取扱う施設で、火災時に放射線により消防隊員、施設従業員及び付近住民に影響を及ぼす恐れがある事業所)

事業所名	所 在 地	核 種
(株)大塚製薬工場 開 発 研 究 所	撫養町立岩字芥原115	125 I (ヨウ素)
		45 C a (カルシウム)
		33 P (リン)

		32 P (リン)
		35 P (硫黄)
		59 F e (鉄)
		3 H (水素)
		14 C (炭素)
		51 C r (クロム)
(株)大塚製薬工場 生産技術部	〃	63 N i (ニッケル)
共和ライフ テクノ(株)	里浦町里浦字花面85	85 k r (クリプトン)
独立行政法人 鳴門病院	撫養町黒崎字小谷32-1	直線加速装置 (X線 4 Mex電子線 7 Mev)

3 製造所等、大量危険物保有事業所

(同一場所で300k1以上貯蔵又は指定倍数が500倍以上の事業所)

事業所名	所在地	種 別	品 名	備 考
大塚化学 (株)鳴門工場	里浦町里浦字 花面615	製 造 所	臭素酸塩類 (第1種酸化性固体)	O K 工 場
			硝酸塩類 (第1種酸化性固体)	N K 工 場
			アルコール類、第2石油類 (水溶性)、 第3石油類 (水溶性、非水溶性)、アゾ 化合物 (自己反応性物質)	B H 工 場
		屋 内 貯 蔵 所	硝酸塩類 (第1種酸化性固体)	N K 工 場
			硝酸塩類 (第3種酸化性固体)	
			臭素酸塩類 (第1種酸化性固体)	フホフナ 倉 庫
			アゾ化合物 (第2種自己反応性物質)	B H 倉 庫

OATアグリオ(株)鳴門工場	里浦町里浦字 花面815	製造所	第2石油類（水溶性） 第3石油類（水溶性、非水溶性） 第4石油類、アルコール類 硝酸塩類（第1種酸化性固体） 硝酸塩類（第3種酸化性固体）	AL工場
			第1石油類、第2石油類 第3石油類、アルコール類	ONP工場
大塚倉庫(株) 四国支社	里浦町里浦字 花面615	屋内 貯蔵所	硝酸塩類（第1種酸化性固体）	
(株)大塚製薬 工場	撫養町立岩字 芥原115	屋内 貯蔵所	第2石油類、第3石油類 第4石油類、アルコール類 硫黄	
		屋外 タンク	第2石油類、第3石油類	
共和ライフ テクノ(株)	里浦町里浦字 花面85	屋内 貯蔵所	第1石油類、第2石油類 第3石油類	
		屋外 タンク	第3石油類	
丸善商事(株)	瀬戸町明神字 水汲谷2-7	屋外 タンク	第2石油類、第3石油類	
共栄石油(株)	撫養町大桑島 辻岩46-16	屋外 タンク	第2石油類、第3石油類	
徳島通運(株)	撫養町立岩字 五枚100	屋内 貯蔵所	第2種可燃性個体（不溶性硫黄）	
徳島化製事業 協業組合	里浦町里浦字 恵美寿673	屋外 タンク	第2石油類、第4石油類	

4 劇物、毒物貯蔵等の事業所

(漏えいその他事故に際し、住民等に影響を及ぼすと思われる事業所)

事業所名	所在地	種別
鳴門塩業(株) 化学工場	撫養町大桑島字北の浜5	臭素 塩素 塩酸
大津松茂農業協同組合 (購買部)	大津町備前島297-1	粒材 水和剤 乳剤 硫酸亜鉛 液剤
(株)大塚製薬工場	撫養町立岩字芥原115	塩化水素 苛性ソーダ
大塚化学(株) 鳴門工場	里浦町里浦字恵美寿615	塩素 塩酸 硝酸 苛性ソーダ 苛性カリ パラコート キシレン ジグワット
里浦農協 本所	里浦町里浦字花面233-1	ドロクロール D-D
里浦農協 南経済センター	里浦町里浦字中島464-1	ドロクロール D-D
徳島北農協 大毛経済センター	鳴門町土佐泊浦字黒山257	ドロクロール D-D
富田製薬(株)	瀬戸町明神字丸山85-1	硫酸亜鉛 ホウ酸亜鉛 硫酸銅 炭酸銅 塩酸 塩化バリウム 苛性ソーダ 次亜塩素酸ソーダ 過酸化水素
ナイトライド・ セミコンダクター(株)	瀬戸町明神字板谷島115-7	アンモニア

〔条例、協定等関係〕

○鳴門市国民保護協議会委員名簿

区分	整理番号	氏名	職名	法区分
会長		泉 理彦	鳴門市長	—
委員	1	相田 晴美	国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所旧吉野川出張所所長	第1号 (指定地方行政機関 の職員)
	2	横田 直紀	国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所徳島国道出張所所長	
	3	近藤 賢二	国土交通省海上保安庁 第五管区海上保安本部徳島海上保安部長	
	4	山田 憲司	陸上自衛隊中部方面隊 第14旅団第15即応機動連隊第3普通科中隊長	第2号 (自衛隊に所属する者)
	5	橘 博史	徳島県東部県土整備局＜徳島＞副局長(鳴門担当)	第3号 (県の職員)
	6	大西 英治	徳島県東部保健福祉局長	
	7	阿部 克己	徳島県東部農林水産局長	
	8	北野 圭治	徳島県鳴門警察署長	
	9	谷 重幸	鳴門市副市長	第4号(副市長)
	10	安田 修	鳴門市教育長	第5号 (教育長及び消防長)
	11	満壽 良史	鳴門市消防長	
	12	山内 秀治	鳴門市企業局長	第6号 (市の職員)
	13	三木 義文	鳴門市政策監	
	14	川口 良浩	西日本電信電話株式会社徳島支店支店長	第7号 (指定公共機関又は 指定地方公共機関 の役員又は職員)
	15	乃万 一隆	四国電力株式会社徳島支店総務部長	
	16	近藤 克信	四国旅客鉄道株式会社徳島駅 管理総括助役	
	17	森山 彰	本州四国連絡高速道路株式会社 鳴門管理センター所長	
	18	平松 寛之	西日本高速道路株式会社四国支社 徳島高速道路事務所所長	
	19	綾野 哲也	徳島県エルピーガス協会鳴門地区地区長	

区分	整理 番号	氏 名	職 名	法 区 分
委員	20	笹 豊晴	鳴門市消防団長	第8号 (知識又は経験を 有する者)
	21	矢野 壽美子	鳴門市婦人防火クラブ連合会会長	
	22	小川 泰範	鳴門市自主防災会連絡協議会会長	
	23	安部 栄一	国立大学法人鳴門教育大学理事	
	24	庄野 淳司	徳島通運株式会社鳴門支店支店長	
	25	吉田 成仁	鳴門市医師会会長	
	26	川根 正則	徳島県薬剤師会鳴門支部支部長	
	27	中岸 敏昭	鳴門商工会議所会頭	
	28	齋藤 忠恒	大麻町商工会会長	
	29	佐竹 弘通	鳴門地区農業協同組合連絡協議会会長	
	30	福山 徳	鳴門市水産振興協議会会長	
	31	日野出 裕美	徳島県看護協会徳島Ⅰ支部長	
	32	邊見 達彦	徳島県鳴門病院院長	
	33	平野 正治	徳島バス株式会社常務取締役	
	34	田村 嘉啓	鳴門市民生委員児童委員協議会総務部会長	
	35	益岡 道義	鳴門市自治振興連合会会長	
	36	多智花 亨	鳴門市社会福祉協議会会長	
	37	井川 哲	株式会社テレビ鳴門代表取締役会長	
	38	開発 英之	鳴門市水道指定業者協同組合理事長	
	39	井上 一弘	徳島県建設業協会鳴門支部支部長	
	40	泉 真治	公益社団法人徳島県建築士会鳴門地域会会長	

○鳴門市国民保護協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、鳴門市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、45人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(平成18年3月27日)

○鳴門市国民保護協議会運営規程

(目的)

第1条 この規定は、鳴門市国民保護協議会条例（平成18年条例第19号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、鳴門市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

(会長の職務を代理する委員)

第3条 条例第3条に規定する会長の職務を代理する委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により市長の職務を代理する副市長の職にある委員若しくは会長の指名する委員とする。

(協議会の会議の代理出席)

第4条 委員（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第4項第1号から第7号までの規定により任命された者に限る。）は、やむを得ず協議会の会議に出席できない場合は、委員の属する機関の職員のうちから当該委員が指名する者をもって代理出席させることができる。

(幹事会)

第5条 会長は必要に応じ、条例第5条に規定する幹事の会議（以下「幹事会」という。）を招集することができる。

2 幹事会の議長は、幹事のうちから会長があらかじめ指名する者をもって充てる。

3 幹事会の議長に事故あるときは、幹事のうちから議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

4 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ、開くことができない。

5 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数で決し、可否同数のときは、幹事会の議長の決するところによる。

6 幹事は、やむを得ず幹事会に出席できない場合は、幹事の属する機関の職員のうちから当該幹事が指名する者をもって代理出席させることができる。

(部会)

第6条 条例第6条に規定する部会の名称、部会が調査及び審査する事項については、会長が協議会の会議に諮って定める。

2 部会の会議は、部会長が会長の承認を得て招集する。

3 部会長は、部会の議長となる。

4 部会の会議は、当該部会に属する委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

5 部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会の会議の議長の決するところによる。

6 部会長は、調査及び審議のため必要があるときは、会長の承認を得て、当該部会に属さない委員及び専門委員の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 部会長は、部会において調査及び審議する事項について、調査及び審議が終了した場合には、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

8 部会に属する委員は、やむを得ず部会の会議に出席できない場合は、委員の属する機関の職員のうちから当該委員が指名する者をもって代理出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画総務部危機管理局危機管理課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

○鳴門市国民保護対策本部及び鳴門市緊急処理事態対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、鳴門市国民保護対策本部及び鳴門市緊急処理事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 鳴門市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、鳴門市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 鳴門市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 鳴門市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(班)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 班に班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 鳴門市国民保護現地対策本部に鳴門市国民保護現地対策本部長、鳴門市国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 鳴門市国民保護現地対策本部長は、鳴門市国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、鳴門市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。(平成18年3月27日)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。(平成31年4月1日)

○鳴門市国民保護対策本部及び鳴門市緊急対処事態対策本部運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門市国民保護対策本部及び鳴門市緊急対処事態対策本部条例（平成18年条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、鳴門市国民保護対策本部及び鳴門市緊急対処事態対策本部（以下「市対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市対策本部の組織)

第2条 条例第2条第2項に規定する副本部長は、副市長、政策監、教育長及び企業局長の職にある者をもってあてる。

2 条例第2条第3項に規定する本部員は、部長職の者及び副本部長が必要と認める者をもって充てる。

(班の組織及び任務)

第3条 条例第4条に規定する班の組織及び任務は国民保護計画第3編第2章市対策本部設置等別表1及び2に掲げるとおりとする。

2 班はその所掌する事務を遂行するにあたって、相互に協力し緊密な連絡体制を整え、的確かつ円滑に行なわなければならない。

(配備体制)

第4条 市対策本部は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態により災害が発生した場合に応急対策の迅速かつ強力な推進を計るため職員の配備体制を整えるものとする。

2 配備体制は国民保護計画の定めるところによる。

(臨時又は特別な業務の処理)

第5条 副本部長は、臨時又は特別な業務については、この規程において定めるもののほか、必要な組織の設置及び職員を指定し、業務を処理させることができる。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

○市対策本部支部一覧

支部名		支部設置場所	連絡先	
木	津	木津元村集会所	－	
中	央	鳴門ふれあい健康館	684-1512	
黒	崎	黒崎集会所	－	
桑	島	勤労者体育センター	－	
川	東	川東公民館	685-0923	
里	浦	里浦公民館	685-2275	
鳴	門	東	鳴門東地区コミュニティーセンター	687-0993
鳴	門	西	鳴門公民館	687-1528
瀬	戸	瀬戸公民館	688-0485	
大	津	鳴門市学校給食センター	660-6331	
北	灘	旧北灘中学校	682-0012	
堀	江	堀江公民館	689-0040	
板	東	板東公民館	689-3360	

○関係機関協定一覧

名 称	締 結 年 月 日	締 結 先
徳島県広域消防相互応援協定書	平成27年12月 1 日	徳島市、小松島市、阿南市、みよし広域連合、美馬西部消防組合、徳島中央広域連合、美馬市、板野東部消防組合、板野西部消防組合、名西消防組合、海部消防組合、那賀町
徳島県広域消防相互応援協定に基づく高速自動車道に関する覚書	平成27年 3 月10日	徳島市消防局、板野東部消防組合消防本部、板野西部消防組合消防本部、徳島中央広域連合消防本部、美馬市消防本部、美馬西部消防組合消防本部、みよし広域連合消防本部
高松自動車道（鳴門ＩＣ～引田ＩＣ）における火災及び救急業務等に関する覚書	平成14年 6 月21日	板野西部消防組合消防本部、大川広域消防本部、日本道路公団四国支社
徳島自動車道（鳴門ＪＣＴ～徳島ＩＣ）における消防及び救急業務等に関する覚書	平成27年3月3日	徳島市消防局、板野西部消防組合消防本部、板野東部消防組合消防本部、西日本高速道路株式会社
徳島県消防防災ヘリコプター応援協定	平成10年 4 月 1 日	徳島県内市町村及び消防の一部事務組合

徳島県市町村消防 相互応援協定	平成10年4月1日	徳島県内市町村及び消防の一部 事務組合
神戸淡路鳴門自動 車道消防相互応援 協定	平成19年3月22日	神戸市、淡路広域消防事務組合
広域消防総合相互 応援協定書	平成22年4月1日	東かがわ市、大川広域行政組合
徳島飛行場、小松 島飛行場周辺にお ける航空事故の連 絡、調整体制に関 する協定	昭和54年9月1日	徳島県、徳島県警察本部、徳島 市、小松島市、阿南市ほか
徳島空港およびそ の周辺における消 火救難活動に関す る協定	昭和45年12月1日	徳島空港事務所
徳島県排出油防除 協議会会則	平成9年7月14日	徳島県排出油防除協議会
徳島県排出油防除 協議会運営要領	〃	〃
徳島県排出油防除 協議会地区協議会 細則	〃	〃
徳島県排出油防除 協議会鳴門地区排 出油防除計画	〃	〃

災害等における燃料供給に関する協定書	平成18年8月21日	徳島県石油商業組合鳴門支部
災害時救急緊急出動における市医師会協力要請等の要領について	昭和61年9月1日	鳴門市医師会
災害・事故等時の医療救護に関する協定書	平成25年2月1日	鳴門市医師会
クレーン車の応援協定書	平成元年12月4日	鳴門クレーン株式会社、鳴門貨物自動車株式会社、三和陸運株式会社、株式会社宮崎機械センター、三原クレーン、河野重機
災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	平成25年12月16日	徳島県エルピーガス協会鳴門地区会
鳴門市と株式会社テレビ鳴門との防災に関する包括的連携協定書	平成27年12月1日	株式会社テレビ鳴門
鳴門市と株式会社テレビ鳴門との防災に関する包括的連携協定書実施事項（災害時等における緊急放送）	平成27年12月1日	株式会社テレビ鳴門

災害時等の妊産婦・乳児救護所の提供に関する協定書	平成29年 5 月 15 日	徳島県鳴門病院
災害時等の妊産婦・乳児救護所の提供に関する協定書に付随する覚書	平成29年 5 月 15 日	徳島県鳴門病院
災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定書	平成30年 3 月 29 日	徳島県薬剤師会鳴門支部

[様式等関係]

○安否情報報告様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連 絡 先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

年 月 日 総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長) 申 請 者 住所(居所) _____ 氏 名 _____ 下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
その他個人を識別するための情報		
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

○被災情報報告様式

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した○○○による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

○○市（町村）

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 ○○市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人 的 被 害				住 家 被 害		その他
死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

年月日	性別	年齢	概 況

○火災・災害等即報要領

第3号様式

第 報

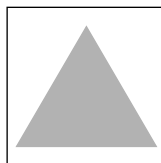
消防庁受信者氏名		報 告 日 時	年 月 日 時 分
		都 道 府 県	
		市 町 村 (消防本部名)	
		報 告 者 名	
事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 等 の 概 要			
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 人 (人) 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
救 助 活 動 の 要 否			
要 救 護 者 数 (見 込)		救 助 人 員	
消 防 ・ 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

○特殊標章及び身分証明書



(オレンジ色地に

青の正三角形)

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日の ジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際 的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）に よって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ _____		
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ 有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height_ _ _	眼の色/Eyes_ _ _	頭髪の色/Hair_ _ _ _
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information : 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

[避難要領等関係]

○パターン別避難実施要領（例）

1 弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領

〇〇市長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

(注) 1 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要。

2 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

(1) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、市防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(2) 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）

- (3) 車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- (4) 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- (5) 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、市防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。
- (6) 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関又は県警察等に連絡するよう周知すること。
- (7) 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

3 その他の留意点

- (1) 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、避難行動要支援者にあらかじめ説明を行っておくこと。
- (2) 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(注) 例えば、デパート等では、貴金属売場のあるフロアーではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求める。

4 職員の配置等

2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(1) 比較的時間的な余裕がある場合

避難実施要領

〇〇市長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、〇〇市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載)

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

(注) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

〇〇市は、A・B・C地区住民約500名を本日15：00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15：30以降、市車両及び民間大型バスにより、〇〇市・〇〇小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(注) 1 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

2 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の〇〇市・〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員を含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(注) 1 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

2 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約200名、A公民館、市保有車両×4 ○○バス2台

(イ) B地区

約200名、B公民館、○○バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約100名、C公民館、○○バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

○○日15:30、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道○○号（予備として県道○○号及び○○号を使用）

(注) 1 バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

2 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

3 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

4 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、市防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

- (注) 1 市中心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、市防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。
- 2 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難

市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「避難行動要支援者支援班」を設置し、次の対応を行う。

 - (ア) ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - (イ) △△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。
 - (ウ) その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用することとする。

- (注) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

- ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17：30までに終了するよう活動を行う。

(注) 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、住民は自然災害以上に適切な行動をとることが少ないと考えられる。このため自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

エ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(注) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、市中心部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日常品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防職員又は警察官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

ア 誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

イ 事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

ウ 誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(注) 1 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

2 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。

イ バス運転手、現地派遣の県職員及び〇〇市職員との連絡要領は、別に示す。

ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 対策本部設置場所：〇〇市役所

オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市町村の支援を受ける。

(2) 昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難

避難実施要領

〇〇市長

〇月〇日〇時現在

(1) 事態の状況

〇〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある（〇〇日〇時現在）。

(2) 避難誘導の全般的方針

ア 〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、市防災行政無線等により即座に伝達する。

イ 武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

ウ 武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

エ 新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(注) 1 ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、海上保安部、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

2 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

3 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民

が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(注) 1 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

2 現地調整所で、県警察、海上保安部、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(注) DMAT (Disaster Medical Assistance Team: 災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

ア 誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した

全ての最新の情報を提供する。

イ 事態が沈静化していない地域やN B C等により汚染された地域は、
専門的な装備を有する他機関に要請する。

ウ 誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、
必ず携帯させる。

(3) 都市部における化学剤を用いた攻撃の場合

避難実施要領

〇〇市長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の〇〇市〇〇1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域（〇〇1丁目～5丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

〇〇市は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、市防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(注) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に

当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(注) N B C 攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に F A X 等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(注) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、市防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医や D M A T (災害派遣医療チーム) 等による医療救護活動の調整を行う。

イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所における N B C への対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や

医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(注) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。

イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。

ウ 市防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(注) N B Cによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：〇〇市役所

イ 現地調整所設置場所：〇〇

[そ の 他]

○救援の程度及び基準

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成25年10月1日

内閣府告示第229号

最新改正 平成30年3月30日内閣府告示第52号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成16年9月17日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次

の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり320円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,697,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり320円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,697,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主

食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,140円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯 の額	2人世帯 の額	3人世帯 の額	4人世帯 の額	5人世帯 の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに 加算する額
夏季	18,500円	23,800円	35,100円	42,000円	53,200円	7,800円
冬季	30,600円	39,700円	55,200円	64,500円	81,200円	11,200円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等

の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
 - イ 棺（附属品を含む。）
 - ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人211,300円以内、小人168,900円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の

使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり584,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 教科書
 - ロ 文房具
 - ハ 通学用品
- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。
 - イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4,400円

(2) 中学校生徒 1人当たり 4,700円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 5,100円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（死体の搜索及び処理）

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,300円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり135,400円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産

- ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。